

令和8年

第1回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和8年1月26日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(7番小林 憲一委員、8番中俣 渉委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 6 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 7 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 8 その他

- 令和8年2月2日（月） 13：30～
 - ・南魚沼市健康まちづくり食育推進会議
 - 【本庁舎：小会議室】 <片桐京委員>

- 令和8年2月9日（月） 13：30～
 - ・第2回市町村農業委員会活動推進研修会
 - 【新潟市：新潟ユニオンプラザ】
 - <会長、会長職務代理、農地特別委員長、農政特別委員長、広報特別委員長>

- 令和8年2月16日（月） 13：30～
 - ・第119回常設審議委員会
 - 【新潟市：JA新潟ビル】 <会長>

- 令和8年2月19日（木） 14：00～
 - ・地域別農業委員会会長・事務局長会議（上・中越）
 - 【十日町市：レポート十日町】 <会長、事務局長>

- 令和8年2月19日（木） 15：00～
 - ・令和7年度第2回南魚沼市国民健康保険運営協議会
 - 【本庁舎：大会議室】 <樋口委員>

- 令和8年2月25日（水） 9：00～
 - ・第2回農業委員会総会
 - 【大和庁舎：旧議場】 <全員>

- 令和8年2月25日（水） 14：30～
 - ・南魚沼市認定農業者と農業委員会との意見交換会
 - 【南魚沼市ふれ愛支援センター：多目的ホール】
 - <認定農業者との意見交換会担当部会委員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
		推 2 番	松田 伸児		
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進			推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 3 名である。

推 1 番	桑原 宏太	推 3 番	飯酒盃 大祐	推 14 番	片桐 健二
-------	-------	-------	--------	--------	-------

遅刻委員は 1 名である。

9 番 佐々木 大輔

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井 雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 それでは、令和8年第1回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が18名、推進委員が21名で合計39名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、7番小林憲一委員、8番中俣渉委員をお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議 長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降5件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。今月は13件です。

1番、大崎、柳古新田の田2筆、所有者の都合による解約です。転用と3条申請が予定されており、うち3条申請は後ほどあがってきます。

2番、柳古新田の田2筆、所有者の都合による解約で、後ほど3条申請があがってきます。

3番、穴地の田1筆、農地を売買するための解約で、後ほど促進計画による協議があがってきます。

4番、雷土新田、雷土の田4筆、借受人の都合による解約で、後ほど3条申請があがってきます。

5番、山崎の田1筆、農地を売買するための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

6番、茗荷沢新田の田1筆、農地を売買するための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

7番、茗荷沢新田の田1筆、農地を売買するための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

8番、欠之上の田1筆、借受人の都合による解約です。

9番、西泉田、島新田の田9筆、農地を売買するための解約です。こちらの解約後の予定については記載されておりませんが、後ほど促進計画による協議があがってきます。

10番、島新田の田1筆、借受人の都合による解約です。

11番、大木六の田6筆、賃貸人の都合による解約です。

12番、万条新田、姥島新田の田4筆、自作するための解約です。

13番、南田中の田2筆、借受人の都合による解約で、後ほど3条申請があがってきます。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

9ページをご覧ください。今月は3件です。

1番、山口の登記畑、現況原野3筆、1,683㎡です。山際で耕作条件が悪く、耕作できなくなり耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは昭和年月日不詳です。資料については1～2ページをご覧ください。現地は松田委員に確認いただき、12月10日に証明書を発行しております。

2番、山口の登記畑、現況山林、原野6筆、1,022㎡です。こちらは農地台帳に記載がなく、何らかの理由で過去に農地法上の農地から外れた土地です。資料については3～4ページをご覧ください。現地は松田委員に確認いただき、12月10日に証明書を発行しております。

3番、山口の登記畑、現況原野、1筆、169㎡です。こちらは農地台帳に記載がなく、何らかの理由で過去に農地法上の農地から外れた土地です。資料については5～6ページをご覧ください。現地は松田委員に確認いただき、12月10日に証明書を発行しております。

第1号報告につきましては、以上です。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第1号議案朗読)

11 ページをご覧ください。今月は36件です。

1番、雷土新田、雷土、芋赤の田と畑6筆、7,444 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり269円です。こちらは譲受人の経営規模拡大のために農地を買い受けるという内容です。

譲受人は農地所有適格法人の代表者であり、その法人の農作業に常時従事しております。譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

2～4番は同じ譲受人の案件です。

2番、山崎の田1筆、1,326 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり302円です。

3番、茗荷沢新田の田1筆、1,160 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり431円です。

4番、茗荷沢新田の田1筆、7,681 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり456円です。

こちらの3件については、もともと譲受人が代表を務める農地所有適格法人が借り受けていた農地を、譲受人の経営規模拡大のために農地を買い受けるという内容です。

譲受人は農地所有適格法人の代表者であり、その法人の農作業に常時従事しております。譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

5番、柳古新田の田3筆、6,575 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり350円です。譲受人が経営規模拡大のために農地を買い受けるという内容です。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。また、住所地が申請地から離れておりますが、譲受人が現在耕作している農地はすべて申請地周辺にあるため、耕作することについて支障はないものと考えております。

6番、芹田の田1筆、1,724 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり435円です。借り受けて耕作している申請地を引き続き耕作するために申請があがったものです。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

7番、泉新田の畑2筆、583 m²、売買による所有権移転で、対価は0円です。譲受人が経営規模拡大のため農地を買い受けるということで申請があがったものです。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

8番、川窪の田4筆、2,467 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり336円です。譲受人が新規就農のために申請地を買い受けるというものです。申請地はもともと荒れた農地だったのですが、このたび復旧したため、申請地で自然栽培にて水稻を作付けしたいということで申請があがったものです。取得後の農地の管理方法や農業機械の運用等につきましては、詳細を記載した営農計画書を提出しております。

また、譲受人は県外在住ですが、作付けから管理、収穫まで譲受人本人と大勢の知人で実施するという事です。

営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

9番、小栗山の田8筆、3,737 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり482円です。譲受人の経営規模拡大のために農地を買い受けるという内容です。

譲受人は認定農業者であり、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので申請は許可相当であると考えております。

10番、八幡の畑2筆、340 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり2,059円です。申請地の隣接を耕作する譲受人が経営規模拡大のため農地を買い受けるという内容です。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

11番、西泉田の田3筆、1,870 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり357円です。借り受けて耕作している譲受人が引き続き耕作するために買い受けるという内容です。

譲受人は農地所有適格法人であり、認定農業者です。こち

らの法人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

12番、塩沢の畑1筆、212 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 21,226 円です。譲受人の住宅と隣接した申請地を、譲受人が新規就農するために買い受けるという内容です。

譲受人には農地がなく、新規就農ということになるのですが、自家消費用の野菜を作付けするということで営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

また、土地の対価が高くなっているのですが、譲受人の住宅に隣接していることから譲受人の取得意思が強く、この価格で成立したということです。

13番、吉里の田4筆、600 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 167 円です。譲受人が経営規模拡大のために農地を買い受けるという内容です。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので申請は許可相当であると考えております。

14番、南田中の田と畑3筆、1,761 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり 284 円です。申請地はもともと農地所有適格法人が借り受けていた農地なのですが、所有者の財産処分の意向に伴い、借り受けていた農地所有適格法人の代表の家族が農地を買い受けるということで申請があがったものです。申請人は親戚同士であること、また、申請地の隣接に譲受人の所有農地があることからこのたび合意に至ったということです。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

15番、中川の田1筆、1,719 m²、贈与による所有権移転です。所有者の財産処分の意向に伴い、親戚である譲受人が経営規模拡大のために農地を譲り受けるという内容です。

譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から農地

の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であるとと考えております。

16～33 番案件まで賃借権の設定です。

16 番、法音寺、新堀の田 2 筆、5,573 m²、6 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

17～18 番は同じ譲受人の案件です。

17 番、下原新田の田 3 筆、7,275 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

18 番、下原新田の田 1 筆、1,761 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

19～22 番案件は同じ譲受人の案件です。

19 番、四十日の田 5 筆、4,885 m²、5 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

20 番、宇津野新田の田 7 筆、6,937 m²、5 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

21 番、宇津野新田の田 1 筆、390 m²、5 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

22 番、大杉新田の田 13 筆、11,682 m²、5 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

23～27 番は同じ譲受人の案件です。いずれも申請理由が賃借権の再設定となっておりますが、これは新潟県農林公社仲介の貸借満了に伴い、新たに農地法 3 条での賃借権設定を行うものです。

23 番、畔地、原の田 7 筆、6,840 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

24 番、原、永松の田 5 筆、3,796 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

25 番、永松の田 4 筆、5,424 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

26 番、永松の田 1 筆、1,238 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

27 番、中川の田 3 筆、4,812 m²、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。

28～30 番は同じ譲受人の案件です。いずれも申請理由が賃借権の再設定となっておりますが、これは新潟県農林公社仲介の貸借満了に伴い、新たに農地法 3 条での賃借権設定を行

うものです。

28番、東泉田、西泉田の田5筆、2,477 m²、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

29番、西泉田の田6筆、4,883 m²、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

30番、西泉田の田2筆、3,684 m²、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

31番、吉山新田の田1筆、2,916 m²、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

32～33番は同じ譲受人の案件です。

32番、姥島新田の田2筆、5,177 m²、20年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

33番、君沢の田4筆、2,786 m²、20年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

賃借権の設定が申請された16～33番案件につきましては、いずれも、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

34番、藤原の畑1筆、262 m²、10年間の使用貸借権の設定です。

35番、雷土新田、芋赤、大桑原、山崎、山崎新田、浦佐、穴地、舞子の田と畑52筆、137,126.39 m²、20年間の使用貸借権の設定です。経営移譲のために後継者に使用貸借権を再設定するものです。

36番、川窪、六日町の田と畑2筆、1,250 m²、10年間の使用貸借権の設定です。

こちらの案件は、農業者年金受給のため使用貸借権を後継者に再設定する内容の申請となります。

34～36番のいずれの案件につきましても、譲受人の機械の所有状況や農業の経験、従事状況から、農地の効率的な利用が見込まれるため、申請は許可相当であると判断しております。

第1号議案については以上です。

議 長

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(9時37分休憩)

議 長
(原澤職務代理)

休憩前に引き続き、議事再開いたします。
(9時38分再開)

関係委員がおられます。農業委員19番並木孝夫委員の除斥を求めます。

(19番並木委員退席)

18ページ 34番案件についてのみ質疑を行います。農業委員2番田邊委員。

2番田邊委員

34番案件、対価が書いていないのですが、対価はいくらですか。

議 長
(原澤職務代理)

一之谷係長。

一之谷係長

使用貸借権なので対価の記載はありません。

議 長
(原澤職務代理)

田邊委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。34番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、34番案件については原案のとおり承認されました。並木委員の除斥を解きます。

議 長

(並木委員着席)

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(9時40分休憩)

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(9時41分再開)

関係委員がおられます。推進委員 21 番高村英男委員の除斥を求めます。

(推 21 番高村委員退席)

17 ページ 32～33 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。32～33 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、32～33 番案件については原案のとおり承認されました。高村委員の除斥を解きます。

(高村委員着席)

続いて、推進委員 16 番島田徳敏委員の除斥を求めます。

(推 16 番島田委員退席)

14～15 ページ 19～22 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。19～22 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、19～22 番案件については原案のとおり承認されました。島田委員の除斥を解きます。

(島田委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。推進委員 24 番牛木委員。

推 24 番牛木委員

8 番案件について、XXXXXXXXXXの方が川窪の田んぼを取得すると。仲間と協力して耕作をして、自分も通いで耕作するというので、栽培計画も出していただいているということですし、要件さえ満たしていれば承認ということになるのでしょうかけれども、田を取得するという事は、土地改良区の賦課金ですとか、水利費、集落の共同作業への参加の義務も発生します。そういうものに理解を示して、地域の生産活動に資するという事を約束させてください。電話ではなく書面に残るような形で。

議 長

暫時休憩といたします。

(9時44分休憩)

議 長 休憩前に引き続き、議事再開いたします。
(9時46分再開)

議 長 一之谷係長。

一之谷係長 許可申請書の中には「地域のルールを守って耕作します」と書かれているのですが、これに加えて制約のような感じと
いうことでしょうか。

牛木委員 はい。

一之谷係長 分かりました。そういった要請を付けたした方が良いのか
どうかを地元の委員さんと相談させていただいて、要請文を
考えさせていただきます。

議 長 牛木委員、よろしいでしょうか。
それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質
疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認さ
れた案件を除く他の案件については原案のとおり承認する
にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案 農地法第3条の規定による
許可申請については原案のとおり承認されました。

日程6 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申

請について

議 長

日程 6 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第 2 号議案朗読)

22 ページをご覧ください。今月は 1 件です。

1 番、中野の田 1 筆、176 m²、使用貸借権の設定で、転用目的は店舗兼一般住宅建築のためとなります。資料については 7～9 ページをご覧ください。

申請の内容ですが、譲受人の家族が増え現在の住居が手狭になってきたことから、美容室の店舗を兼ねた店舗兼一般住宅を建築したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第 2 種農地となりますが、集落に接続した農地を店舗兼一般住宅に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えております。

第 2 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 2 号議案については原案のとおり承認されました。

日程7 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長

日程7 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

今月も南魚沼市長より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について依頼が来ております。こちらは農用地利用集積等促進計画案を作成する前段に農業委員会へ意見聴取を行い、意見がある場合には意見を付して南魚沼市長に送付するというものでありますので、ご意見があればお願いいたします。

24ページをご覧ください。最初に売買の案件です。

1番、穴地の田1筆、4,168㎡、対価は㎡あたり863円です。

2番、四十日の田1筆、714㎡、対価は㎡あたり500円です。

3番、西泉田、島新田の田10筆、4,563㎡、対価は㎡あたり357円です。

いずれの案件につきましても公告日が令和8年3月31日であり、要件である認定農業者であること、半径500m以内に1ha以上の経営農地があることという2つの要件を満たしているため、問題はないものと考えております。

続いて、地域計画区域内の利用権設定です。表は申請者ごとに区切ってありますので、それを一件の契約としてとらえていただきたいと思います。

1～9番、茗荷沢、大桑原の田9筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり21,540円です。

10～12番、山崎、山崎新田、茗荷沢の田と畑3筆、15年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

13～20番、茗荷沢の田8筆、15年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

21～24番、茗荷沢の田4筆、15年間の賃借権の設定で、対

価は10aあたり25,000円です。

25～27番、大崎の田3筆、15年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

28番、大崎の田1筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

29～34番、五日町、今町の田6筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり18,000円です。

35～48番、一村尾、九日町の田14筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり30,000円です。

49～53番、今町、城山新田の田5筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり18,000円です。

54～60番、下原の田7筆、50年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり3,000円です。

61～66番、宮の田6筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり10,000円です。

67～70番、奥の田4筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり30,000円です。

71～79番、東泉田、三郎丸の田9筆、5年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり20,000円です。

80～88番、大木六の田9筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり26,250円です。

最後に地域計画区域外の利用権設定です。こちらの表も申請者ごとに区切ってありますので、それを一件の契約としてとらえていただきたいと思います。

1番、大桑原の田1筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり21,540円です。

2～3番、茗荷沢の田2筆、15年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

4番、茗荷沢の田1筆、15年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

5～6番、大崎の田2筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり25,000円です。

7番、下原の田1筆、50年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり3,000円です。

8～9番、宮の田2筆、10年間の賃借権の設定で、対価は10aあたり10,000円です。

10～11 番、寺尾の田 2 筆、10 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。

12～15 番、三郎丸の田 4 筆、5 年間の賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。

以上です。

いずれの利用権設定についても、譲受人は認定農業者であるため、農地の利用に支障はないものと考えております。

協議第 1 号につきましては以上です。

議長 ただいまの説明について質疑を行います。推進委員 22 番井口委員。

推 22 番井口委員 54～56 番の方は契約が 50 年となっておりますが、賃借権の最大の期間は何年なのでしょう。こんな長期の契約は初めて見ました。

議長 一之谷係長。

一之谷係長 賃借権につきましては法律上結べる最大の期間が 50 年であるため、そちらを踏まえての設定期間だと思います。

議長 井口委員。

推 22 番井口委員 本当に 50 年の契約ができるのですか。

議長 一之谷係長。

一之谷係長 民法ではそのように定まっています。

議長 井口委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は原案のとおり承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(10時00分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(10時50分再開)

日程8 その他

議 長

日程8 その他についてですが、皆様から何かございますでしょうか。一之谷係長。

一之谷係長

お手元に配布した南魚沼市賃借料情報について説明させていただきます。

こちらは令和7年中に結ばれた農地法3条、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画における10aあたりの賃借料を地区ごとにまとめたものになります。

まず田についてです。市内12地区ごとに物納と現金に分け、平均額、最高額、最低額、最多締結額を記載しております。委員の皆様におかれましてはご自分の地区の状況を確認いただきたいと思いますし、あわせて、表の最下段には市全体の数値も記載しておりますので、そちらも確認していただきたいと思います。また、藪神地区と石打地区の現金のデータについて記載がありませんが、こちらは表の下部にもあるように、契約件数が少ないことから掲載ができなかったものです。この2地区につきましては、近隣の地区や市全体の数

値を参考にさせていただきたいと思います。

次に畑についてです。昨年まで旧町ごとに記載していましたが、毎年のことではありますが、畑は田に比べて締結件数が少なく、このたびは旧町ごとに分けて記載できるほどデータがなかったことから、市全体の数値を記載しております。畑を貸借する場合には参考にさせていただければ幸いです。

最後に、用紙の一番上にも書いてありますが、こちらは賃借料情報であり、契約締結の際の参考資料になるものではありませんが、強制力を持つものではありません。当事者間の話し合いが一番重要になりますので、相談を受けた際には賃借料情報を参考に当事者間でよく協議をするようにお伝えください。

また、周知の方法ですが、先月の総会で報告した農作業料金表と一緒にして3月1日の魚野のかけ橋に挟み込むような形で全戸配布したいと考えております。

以上です。

議 長

ただいまの報告に質問、意見はございますでしょうか。無いようですので、続いて、関井局長、お願いいたします。

関井局長

それでは、委員の募集要項について説明させていただきます。本日机上に配布した資料をご覧ください。

1ページ目は農業委員の募集要項です。2ページ目が団体からの推薦届の記入例、3～4ページ目が農地利用最適化推進委員の募集要項、最後のページが農地利用最適化推進委員の団体推薦届の記入例となっておりますのでご確認ください。

募集要項に記載のとおり、推薦届や応募届の受付期間は3月2日から3月31日までとなっております。提出先は農業委員会事務局です。周知につきましては、2月2日に募集要項、記入例、提出書類の電子データをホームページに掲載します。あと、市報の3月号、魚野のかけ橋の3月号に募集記事を掲載することとしております。

本日、農業委員、あるいは農地最適化推進委員の募集要項と提出書類、提出書類は団体推薦、個人推薦、自薦と種類が

あるのですが、全て提出書類一式が入った書類を本日用意しておりますので、必要な方はお持ち帰りください。なお、農業委員会事務局、大和市民センター及び塩沢市民センターでも書類を配布しますが、窓口での配布は2月2日以降となりますので、その点をご承知ください。

議長 募集要項については以上でよろしいでしょうか。農業委員16番高橋委員。

16番高橋委員 農業委員の選出については認定農業者要件がネックになってくると思いますが、新しい委員については必ず認定農業者を見つけてこないといけないのですか。

議長 現在の法律で農業委員の要件として定められているのは過半数以上を認定農業者で占めなければならないというものです。なので、全員が全員認定農業者でなくてもよいのですが、女性委員や学識経験者、中立委員の7名は認定農業者ではない可能性の方が高くなります。

定数19名の南魚沼市では、過半数は10名ですので、極力認定農業者を選出していただきたいというお願いです。

現任期で言えば、高橋委員や小幡委員のように学識経験者が認定農業者本人やその資格を持つ法人の関係者であることもありますが、7名をあてにするわけにもいきませんので、その点をご了解ください。

他に何かございますでしょうか。無いようですので、続いて、篠田委員、お願いいたします。

13番篠田委員 先ほどの幹事会からの報告ですが、3月にある懇親会は、事務局に人事異動があれば歓送迎会とさせていただきます。担当は六日町地区です。

また、研修旅行の行先は決まっていますが、日程は6月11～12日までの2日間と決定しました。

議長 ただいまの報告について、質問、意見はございますでしょうか。無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。

- 議 長 暫時休憩といたします。
(11 時 4 分休憩)
- 議 長 休憩前に引き続き、議事再開いたします。
(11 時 6 分休憩)
- 議 長 他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。
(11 時 8 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 8年 3月 25日

南魚沼市農業委員会長	並 木 孝 夫
会 議 録 署 名 委 員	小 林 憲 一
会 議 録 署 名 委 員	中 俣 渉